

令和2年9月26日

大阪府立狭山高等学校
第2学年 保護者の皆様

(株)JTB 教育旅行大阪支店
担当：山口 亮祐

修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして下記の通り、ご案内申し上げます。ご確認の程、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインの徹底

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、観光庁や感染症専門医等の指導により作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会等により「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」が作成されております。弊社として、各種ガイドライン「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染予防対策の実施に努めるとともに、新型コロナウイルスの最新の知見と各関連施設の受入体制を踏まえて、生徒様や保護者の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行って参ります。

2. 生徒の皆様、保護者の皆様へのご協力をお願い

- (1) 旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）の実施と理解・協力をお願い致します。
- (2) 同居のご家族も含め、生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。
- (3) 国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断を頂きます。
- (4) 出発前に体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくこととなります。
- (5) 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮を致します。
- (6) 旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚以上)として、共用はしないようお願いいたします。
- (7) 食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握して頂き主治医の見解を確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討願います。
- (8) 旅行持参物については、タオルやハンカチの他にマスク(1日1枚以上)携帯消毒液、体温計、ウェットティッシュ、使用済のマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋の準備をお願いいたします。

3. 各関係機関における対策について

航空機について

上空のきれいな空気を大量に取りこみ、約3分で機内の空気がすべて入れ替わります。
機内の空気は高性能なフィルターでろ過された上で客室内に供給されています。

観光バスについて

バス乗降口に手指用の消毒薬を設置しており、お客様が自由に使えるようになっております。
バスご乗車の際マスク着用、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
バス車内は手すりや座席などお客様の触れる部分の消毒を徹底して行っております。
乗務員はウイルス感染予防と拡散を防ぐため、出勤時の検温とマスク着用、手指の消毒を徹底しております。

食事施設について

消毒用アルコールを入口に設置し細目に消毒対応しております。調理場では次亜塩素酸水・次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコールを適宜用いて、頻回消毒を実施しております。食事会場のレイアウトは、極力密にならないよう工夫をしております。その他、館内消毒、従業員に関しても出勤時の健康確認、常時マスク着用にて対応しております。

宿泊施設について

消毒用アルコールを館内複数個所に設置し細目に消毒対応しております。調理場では次亜塩素酸水・次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコールを適宜用いて、頻回消毒を実施しております。食事会場ならび入浴については、極力密にならないよう時程を組む工夫をしております。その他、館内消毒、従業員に関しては日本旅館協会ガイドラインに則り対応いたします。

4. 石垣市の取組みについて

修学旅行中感染疑いが生じた場合に備えた特別な対策として、修学旅行生専用の24時間感染電話相談窓口の開設を予定しております。適切な検査・医療体制の設備、検査結果が判明するまでの待機場所の確保、感染が判明した際の入院から帰宅までの保護者様と連携した対応等をいたします。

5. 旅行保険について

「学校旅行総合保険（学校補償条項）、（旅行参加者条項）」「修学旅行変更保険」に加入します。
新型コロナウイルスはインフルエンザと同様、疾病（病気）の扱いとなります。
現在疾病での治療費については補償される保険はありません。
（※新型コロナウイルスに関わる治療費については公費負担となります。）

「学校旅行総合保険（学校補償条項）（旅行参加者条項）」は下記の全てを満たした場合適用されます。
①責任期間（旅行期間）中の事故によるケガ、もしくは発病した病気であること
（潜伏期間がある病気ですが、責任期間（旅行期間）中に発症した場合は、補償対象となります）
②責任期間中に医師の治療を受けていること
③治療の結果、その後予定していた旅行が全く不可能（離団）となったこと
（一時離団、途中合流や隔離は離団に含まれません）

【学校緊急対応費用での補償内容】

- (1) 保護者の方の現地へ赴き帰宅するまでの交通費・電話代・宿泊代が上限50万円まで保証されます。
（※現地交通費、電話代等の通信費は合算で3万円まで補償されます。）
- (2) 生徒様の帰宅のための交通費（復路の航空機代、自宅までの公共交通機関）は補償対象となります。
- (3) 食事代は生徒様・保護者の方とも対象となりません。
（宿泊代に朝食が含まれている場合、宿泊代金としての請求であれば補償対象）

6. 感染した場合の入院費・治療費について

新型コロナウイルスは「指定感染症」に指定されているため、PCR検査および入院のための医療費・治療費は公費によって負担されます。また濃厚接触者についても、医師による勧告があった場合には検査・入院についても判定の結果にかかわらず、公費による負担の対象となります。（なお、公費による負担額は所得制限により満額とならないケースがあります）

7. 感染対応について

発熱・感染の疑いがある場合

- 発熱基準（37.5℃以上）を設け、引率責任者と相談の上、保健所ならびに下記に連絡いたします。
- ・「石垣市新型コロナウイルス電話相談窓口」：070-5273-7900（平日の9時から17時15分まで）
上記時間外の場合は「沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口」：098-866-2129／24時間対応）
感染の疑いのある該当者の状況や症状を伝えると同時に、濃厚接触者についても当局の指示に従います。

8. 取消料のご案内

受注型企画旅行契約では、旅行開始日の前日から起算して20日前より、旅行代金の20%の取消料が発生いたします。

旅行出発日の21日前までの連絡（12/25まで）	企画料金@2,000円
旅行出発日の8日前までの連絡（1/7まで）	旅行代金の20%
旅行出発日の2日前までの連絡（1/13まで）	旅行代金の30%
旅行出発日の前日までの連絡（1/14まで）	旅行代金の40%
旅行出発日の当日までの連絡（1/15まで）	旅行代金の50%
無連絡もしくは旅行開始後	旅行代金の100%

【注意】

※企画料金は旅行契約締結時点で発生いたします。
修学旅行を学校全体として取り止め、中止とされた場合には21日前であっても、企画料金が取消料として発生いたします。

※個人として21日前までに修学旅行不参加の申し出がございましたら、取消料は発生致しません。

※上記（取消料）の他に修学旅行変更保険にお申込（発券）していた場合、別途（@135円）発生いたします。

※天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい時は上記企画料金または取消料金をいたしません。

※注意:官公署からの命令ではなく要請の場合は企画料金・取消料金については収受させていただきます。

その他（よくある質問）

- (1) 新型コロナウイルス感染者が修学旅行前に出た場合、修学旅行へ行くことはできるのか。
また、キャンセル料は発生するのか。

A. 新型コロナウイルス感染者が出た場合、最低3日間の休校措置を講じることが大阪府教育委員会より定められています。旅行3日前以降に感染者が出た場合は、修学旅行に向かうことはできません。また感染状況により、休校措置延長となる場合があります、このようになった場合も修学旅行に向かうことはできません。この休校措置は官公署の命令には該当しないため、取消料金の免除対象とはならず、申し出日を基準に取消料を支払うこととなります。

【補足】

学校判断により修学旅行の実施は決定されますが、以下の条件のいずれかに該当した場合も、修学旅行中止となり、取消料あるいは企画料を徴収する場合があります。

- ・「大阪モデル」のステージが「レッド」である。
- ・国が旅行先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定している。
- ・旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出している。
- ・旅行先の都道府県知事等が他の都道府県からの移動自粛を求めている。

- (2) 参加生徒の家族に感染者がいた場合、修学旅行に参加させることは可能ですか。

A. 各地区の保健所が判断します。当該生徒様と濃厚接触者の取消料については規定の通り発生します。学校全体で修学旅行の実施を中止決定した場合、そのお申し出日基準に取消料をご請求させていただきます。

- (3) 修学旅行に参加できない場合には具体的にどのような場合がありますか。

- A. 下記のいずれかに該当した場合となります。
- ① 新型コロナウイルスの陽性者
 - ② 新型コロナウイルス陽性者との「濃厚接触者」
 - ③ PCR検査及び抗原検査受検待ち及び結果待ち
 - ④ 発熱（37.5℃以上）または風邪症状がある

- (4) 集合場所で検温を行い、熱が37.5℃以上ありました。連れて行くことは可能ですか。

A. 引率責任者と相談の上、ご遠慮いただく可能性があります。
その際、保護者様に集合場所までお迎えに来ていただきます。

- (5) 旅行先で新型コロナウイルス陽性反応が出た場合（あるいは濃厚接触者に特定された場合）、現地まで迎えに行かなければなりませんか。

A. 陽性反応が出た場合は、保護者様にお迎えをお願いいたします。
医療機関から帰宅許可が出次第、生徒様と一緒に帰宅していただくことが可能となります。
また、濃厚接触者と特定される等、修学旅行本団への復帰が不可能（離団）となった時点で、お迎えをお願いすることとなります。

- (6) GOTOトラベルキャンペーンについては適用されますか。

A. 修学旅行は『GOTOトラベルキャンペーン』の対象となり、旅行代金の約35%が割引されます。
このキャンペーンを最大限活用することで、修学旅行の満足度向上、安全の確保、保護者の方の安心に結び付けていきたいと思っております。

【 補足資料 ① 】

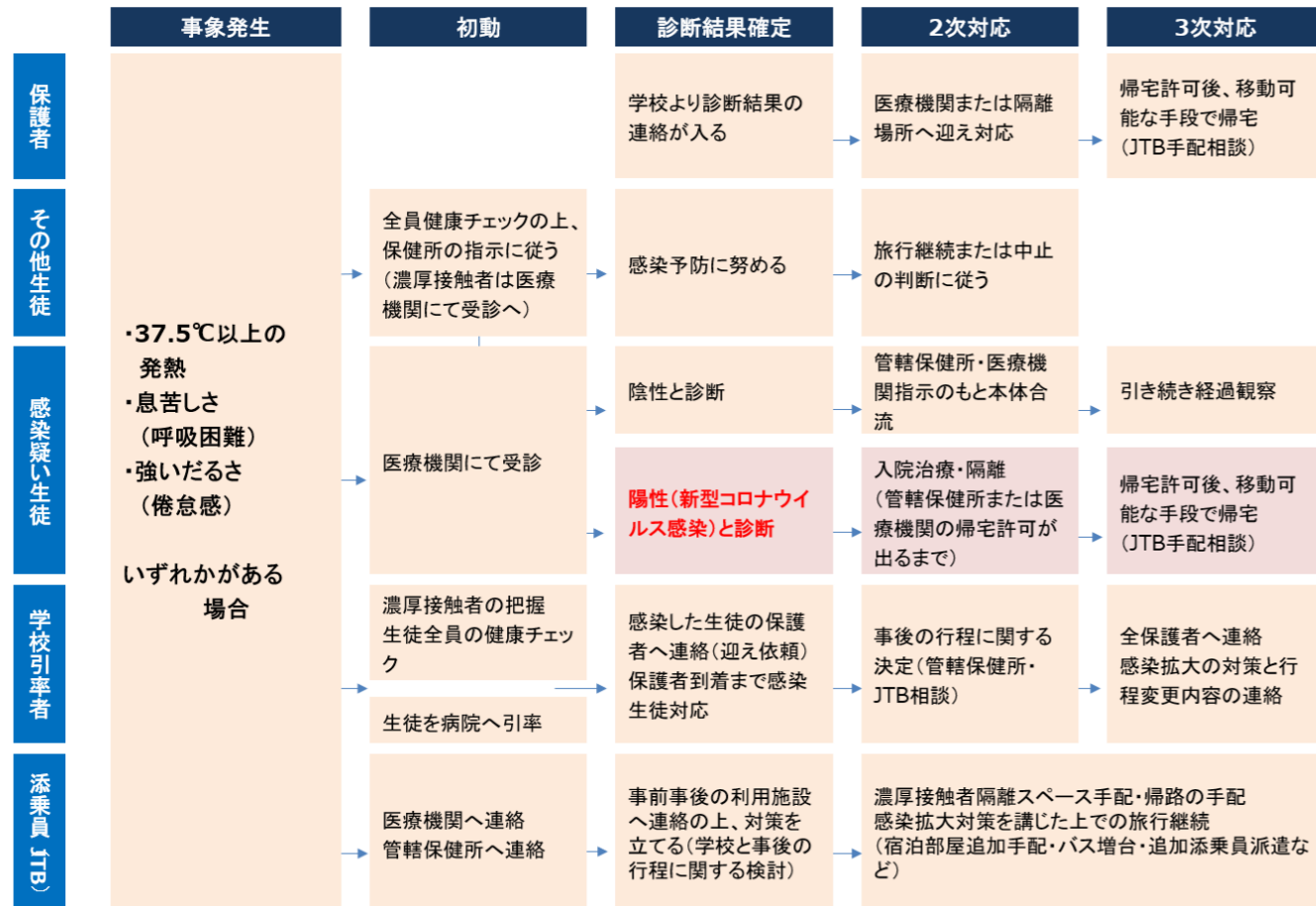
次の表は、旅行日前後で新型コロナウイルス陽性が確認されたときなどの対応のめやすを示した一覧表です。

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の修学旅行への参加の可否等	修学旅行の実施・継続
前日	PCR検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出発時	発熱・風邪症状	不可(帰宅)	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
出発後	発熱・風邪症状	別室待機	継続
	濃厚接触者と特定	離団(隔離)	
	PCR検査等受検が必要	離団(隔離)	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	活動停止(再開については、保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断)
	陽性者と特定	離団(入院)	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

【 補足資料 ② 】

次の表は、生徒が新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合の対応フローになります。

新型コロナウイルス感染の疑い発生時の対応



【 補足資料 ③ 】

次の表は、保険または国の補償の可否について、一覧にまとめたものになります。

新型コロナウイルスに対する補償一覧

対象者	入院・治療費	帰宅するまでの交通費	宿泊代(素泊まり)	現地交通費(宿泊先⇄病院)	食事代
① 感染者	○(国が負担)	○(保険対応)	×	×	×
② 感染者の保護者または付添教職員	/	○(保険対応)	○(保険対応)	○(保険対応)	×
③ 濃厚接触者、後に陽性と判明した者	○(国が負担)	○(保険対応)	×	×	×
④ 上記③の保護者または付添教職員	/	○(保険対応)	○(保険対応)	○(保険対応)	×
⑤ 濃厚接触者、後に陰性と判明した者	○(国が負担)	×	×		×
⑥ 上記⑤の保護者または付添教職員	/	×	×		×